

平成23年度
事業計画書

財団法人対日貿易投資交流促進協会

平成23年度事業計画書

自 平成23年4月 1日

至 平成24年3月31日

我が国経済は、足踏み状態から持ち直しへ転じ、平成23年から24年にかけて緩やかな回復が続けると予想されている。しかし、これを支えているのは、新興諸国を中心とする世界経済の拡大を背景とする輸出の拡大であり、我が国では内需の停滞などから依然として閉塞状態を脱却できない状態が続いている。我が国政府は、こうした閉塞状態を打ち破り「元気が出る日本を復活させる」ための「新成長戦略」を打ち出し、21の国家戦略プロジェクトの推進など、その実現に向けて着実な取り組みを続けている。

新成長戦略の実行2年目となる平成23年において成果が見込まれる施策と施策を実行する際の課題については、「新成長戦略実現2011」として、平成23年1月に閣議決定されている。その基本的考え方の大きなポイントの一つは、『21世紀型の成長モデルでは、先進国が新興国の成長のエネルギーを取り込んでいくことが重要』という点にある。成長センターであるアジアの成長を我が国経済の成長に取り込んでいくための施策として「アジア拠点化の推進」等が掲げられているのはその表れである。

アジア諸国とのEPA・FTAの進展や我が国企業のアジアを軸とするグローバル戦略の展開などもあり、我が国とアジアとの実体経済面での一体化は急速に進展している。このため我が国における製品の安全の確保や知的財産保護に関する制度や官民の取り組みに関する情報など、我が国市場に関する諸外国の情報ニーズは、従来にも増して高まっている。同時に、我が国にとっては、アジアの拠点としての我が国の魅力を「市場」という視点からもアピールしていくことが重要になっている。加えて、外国人高度人材の受け入れ促進にも関連する外国人による我が国での起業も含めた、輸入ビジネスの新たな起業に対する情報支援ニーズも高まっている。

長年にわたり対日アクセスをはじめとする諸外国とのビジネス交流促進に取り組んできた当協会としては、上記を踏まえ、対日アクセス促進を中心とする在日外国公館や在日外国商工会議所等との連携、対日アクセスの延長線上にある外国企業の我が国地域への誘致活動を通じた地方自治体等との協力を軸に、事業の二本柱である「対日アクセス支援」と「対日投資支援」を融合させた「対日ビジネス交流促進支援事業」を引き続き基幹事業と位置付けて事業展開を図ることとしたい。なお、当協会の財政基盤や事業環境は、従来にも増して厳しい状況に置かれているが、組織運営の一層の効率化や人員配置の見直し等を図りつつ、対処していくこととしたい。

具体的な事業方針・計画は、次ページ以降に記載のとおり。

I. 対日アクセス推進事業

世界的な景気後退を背景とする現下の厳しい経営環境、雇用環境において、輸入ビジネスの起業・創業、輸入品を取り扱うことによるビジネスの活性化、経営強化に関する情報へのニーズは高まりを見せている。また、国民の健全かつ安全な消費生活を脅かす諸問題に対応して、消費者及び事業者に対して輸入及び輸入品に関する各種情報の提供や、各種法令・諸制度の周知及び遵守等の普及啓発を目的とする事業についても益々重要度が増している。加えて、公平・公正な競争市場の形成、健全な市場発展に資するべく、海外からの日本市場へのアクセス円滑化に取り組むことが重要となっている。

(1) こうした状況を踏まえ、平成23年度においてミプロは、対日アクセス支援が対日投資につながるとの認識のもと、①在日外国公館等と連携した対日アクセスの円滑化のための事業、②輸入ビジネスの起業支援、③知的財産権、製品安全等特定政策課題への取り組みを重点に実施する。小口輸入推進事業については、個別相談によるコンサルティングを軸とし、ネット相談の活用等も含めた迅速且つ効率的な事業展開を図る。また、財政基盤確立の観点から、セミナー及び作成資料の有料化を推進していく。

(2) また、EPA（経済連携協定）等の推進・拡大も視野に入れつつ、アジア諸国等のデザイン力強化のための海外優秀デザイン紹介事業、開発途上国産品の対日アクセス支援に寄与する事業等を引き続き実施する。

II. 対日投資支援事業

対日直接投資の促進は、地域経済活性化に資する既進出外資系企業の二次投資を含め、わが国の経済成長に引き続き重要な役割を果たしている。ミプロでは、対日投資の進出形態や規模、産業分野を幅広くとらえ、わが国企業との連携による外国企業の進出や留学生等在日経験を有する外国人による起業なども、対日投資への第一歩と考え、長期的な視野に立ち日本が魅力ある投資先や拠点となるために必要な事業を展開していく。

(1) 地方自治体が進める中小企業の海外企業との連携や外国企業誘致への支援

アジア等新興国が著しく成長するなか、日本は長期にわたるデフレや円高に苛まれ続け、日本企業の海外進出が進み空洞化することが懸念されている。日本を魅力ある投資先として再生するため、官民が一体となって取り組んでいるが、各自治体においては、その地域特有の事情を踏まえながら、課題の抽出や対応策の検証をし実行することが求められている。ミプロでは、これを支援するため、地方自治体の外資系企業誘致に役立つテーマを選定し対日投資委員会を開催する。また、内外企業や地方自治体等の先進的取り組みをワークショップやセミナーを通じて紹介するとともに、関係者の交流を図る。

(2) 在日外国人の起業支援

日本の経済を活性化し雇用を創出するためには、創業を支援し起業を増加することが重要であるが、日本人による起業だけではなく、留学やビジネスで日本に滞在する意欲ある外国人の起用が欠かせない。外国人が起業する場合、マーケット事情等の情報収集以外に、在留資格の取得や法人登記等手続面における日本の制度を理解する必要があり、ミプロでは、セミナーや参考資料、相談対応等を通じ、起業におけるハードルを下げるべく支援を行う。また、参考資料は各地の大学、外国人支援組織などに配布し起業支援を後押しする。

III. 個別事業概要

(1) 「対日貿易・投資」相談・情報コーナー運営事業

「ミプロ情報センター」（東京・池袋）の「ミプロ対日貿易・投資相談コーナー」において、輸入・投資の手続きに関する情報の提供、模倣品の展示、会社設立等対日投資に係わる許認可、諸手続きに関する相談・情報提供を実施するとともに、対日投資に係る参考資料を作成する。

(2) 対日アクセス推進事業

①対日貿易円滑化推進事業

- (イ) 日本市場の特性、個別マーケット情報をとりまとめ対日ビジネスの魅力をアピールする資料を作成し、在日外国公館や外国企業に提供するとともに、在日外国公館等と連携し、対日ビジネスミッションを対象にセミナー等を通じて日本市場アクセスへの情報提供を実施する。
- (ロ) 海外の優れた製品を発掘し、日本のエンドユーザーに紹介するために東京で開催されるイベント、展示会に出展・参加する。
- (ハ) アジア諸国等のデザイン力強化を通して、対日アクセス支援に寄与する。

②知的財産権保護等対策事業（模倣品等対策情報提供事業）

- (イ) 模倣品・海賊版問題、インターネットにおける知財保護等に関する資料を収集し、展示する。併せて、パネル等により主に消費者向けに知的財産権保護についての情報を提供する。
- (ロ) 知的財産権の専門家による知的財産保護をテーマとするセミナーを開催し、輸入ビジネスにかかわるビジネス・リスクの回避に役立つ情報を提供する。
- (ハ) 知的財産保護に関する情報をより広く提供するため、上記セミナーの内容をまとめたレポートや弁護士等専門家による知財保護に関する参考資料を作成する。
- (ニ) また、輸入関連業界団体等と連携して、外国ブランドの模倣商品の輸入・製造及び流通を阻止するための資料として、引き続き「外国ブランド権利者名簿」を作成する。

③製品安全関連情報提供事業

消費者・事業者を対象にして、食品や製品の安全に関する情報を提供するためのセミナーを開催するとともに参考資料の作成・配布を実施する。

④開発途上国産品支援事業

(イ) 開発途上国産品に詳しい専門家によるセミナーを事業者や開発途上国支援に係わる NPO 関係者、エンドユーザー等を対象に実施する。

(ロ) 上記セミナーの内容をまとめたレポートや広報パンフレットを作成する。

(ハ) 開発途上国産品の一層の対日アクセス促進、開発途上国の産業支援の参考とするべく、開発途上国大使館関係者及び開発途上国産品輸入業者等による交流会・情報交換会を実施する。

(3) 小口輸入推進事業

①輸入ビジネスの起業・創業や輸入品を取り扱うことによるビジネスチャンス拡大および経営強化を支援するための個別相談、主要都市における商工会議所等のニーズに応じた研修会・相談会を開催する。

②アジアや米国等で開催される専門見本市への視察・商談ミッション派遣等の事業を実施し、品揃えのアドバイスから商談サポートまで幅広い支援を実施する。

③小口輸入の実務を解説する手引書、ハンドブック等の資料を作成・改訂し、広くセミナー参加者や個別相談者に配布し、個人の事業拡大、起業・開業への支援体制を確立する。

(4) 対日投資支援事業

①地方自治体の外資系企業誘致に役立つテーマを選定し対日投資委員会を開催する。

②わが国で活動する外国企業や外資系企業との連携や外国企業誘致に先行して取り組む中小企業や地方自治体関係者等を講師に招き、地方自治体関係者等が参加するワークショップを開催する。先進事例をテーマに意見交換することで、現状認識と課題抽出を行う。

③上記ワークショップで浮き彫りになった課題等を踏まえ、地方自治体の企業誘致担当者を主たる対象としセミナーを開催する。セミナーではテーマに応じた講師を迎え、参加者とのネットワーキング・ミーティングの機会を設ける。

④ミプロの個別相談等の対応経験などをもとにプログラムを構成し、日本で起業・開業するに当たっての手順や留意点について解説する「ビジネススタートアップ・セミナー」を開催する。

⑤「ビジネススタートアップ・セミナー」用として和文、英文の資料を作成する。この資料はミプロの相談・情報コーナーで使用するとともに、各地の外国人支援機関等の起業相談用としても活用を促す。

(5) 国際経済調査交流等事業

欧米各国等との対日貿易投資関係を円滑かつ適切に対応するため、最重点国である米国においてワシントン事務所を引き続き設置し、より活発に運営するとともに、各国政府機関・経済界等との接触・交流・情報収集等の経済交流活動など、以下の事業を行う。

- ①当協会の事業を、最重点国である米国において円滑かつ適切に推進するため、ワシントン事務所の機能を活用し、
 - ・米国政府及び各州政府機関並びに業界等に対し、輸入円滑化及び対日投資促進に役立つ情報等の提供を行う。
 - ・米国における対日アクセス策について調査を行う。
 - ・その他、当協会事業全般の米国における窓口として、関係先との調整等に当たる。
- ②各国政府関係機関・経済界等との接触・交流・情報収集等の経済交流活動を通じて、わが国の輸入円滑化及び対日投資に対する姿勢について諸外国の理解を深めるとともに、成果物を作成する。
- ③各国政府関係機関・商工会議所・輸出組合等の対日輸出促進策及び対日投資策について調査等を実施し、成果物を作成する。

(6) 受託事業

- ①輸入住宅産業協議会との緊密な連携を図り、同協議会の管理・運營業務、広報・情報提供業務を受託する。
- ②その他財政基盤改善を図るため、各方面からの受託を行うこととする。

IV. その他

- (1) 英国市場協議会、オランダ/ベルギー・ルクセンブルグ市場協議会とはミプロ発足以来、同国からのミッションの受け入れ、セミナー・商談会の開催等を通じ、幅広い事業協力を実施しているが、今年度も同協議会事務局をミプロ事務所内に設置し、今後とも緊密な連携のもとに事業展開を図る。
- (2) IT化の促進を図るとともに、ミプロ・インターネットホームページの利用率向上を目指し、アクセスし易いトップページへの改良、関連HPとのリンク拡大、最新データの内容更新により各種展示会・セミナーの最新情報や、ミプロで作成した様々な情報を国内外に発信する。

また、ミプロ・メールマガジンを活用し、ターゲットを絞った読者にホットな最新情報をピンポイントで配信する。